

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月1日作成)

法令名	北海道立工業技術センター条例
根拠条項	第11条第1項及び第2項
処分の概要	使用の承認の取消し等
法令の定め	<p>北海道立工業技術センター条例第11条</p> <p>指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。</p> <p>(3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。</p>
処分基準	設定しない。(処分基準が法令の定めに尽くされているもの)
処分担当課	北海道立工業技術センター (電話番号：0138-34-2600 )
問い合わせ先	北海道立工業技術センター (電話番号：0138-34-2600 )
備考	